

路面標示施工技能検定試験の
試験科目及びその範囲並びにその細目

平成22年3月

厚生労働省職業能力開発局

路面標示施工技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

- (1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度
路面標示施工の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。
- (2) 試験科目及びその範囲
表の左欄のとおりである。
- (3) 試験科目及びその範囲の細目
表の右欄のとおりである。

表

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 路面標示一般 路面標示の種類及び設置基準</p> <p>2 路面標示作図法 しん出しの方法 路面標示の作図の方法</p> <p>3 路面標示施工法一般 路面標示施工法の種類及び特徴 塗膜の乾燥</p>	<p>1 路面標示の種類及び設置基準について詳細な知識を有すること。</p> <p>2 区画線と道路標示との関係について詳細な知識を有すること。</p> <p>3 次に掲げる路面標示の設置要領等について概略の知識を有すること。 (1) 幅員構成の考え方 (2) 単路部における設置要領 (3) 交差部における設置要領 (4) 特殊地点における適用 (5) 高速自動車道における設置要領</p> <p>路面標示の基準点又は基準線を決めるしん出しの方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる路面標示の作図の方法について詳細な知識を有すること。 (1) 線（直線及び曲線） (2) 記号 (3) 文字</p> <p>次に掲げる路面標示施工法の種類及び特徴について詳細な知識を有すること。 (1) 常温ペイント施工法 (2) 加熱ペイント施工法 (3) 熔融ペイント施工法 (4) はり付けシート（テープを含む）施工法 (5) 鋳^{びよう}類設置施工法 (6) ブロック埋設施工法</p> <p>常温ペイント、加熱ペイント及び熔融ペイントの塗膜の乾燥の原</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>塗料試験の種類及び方法</p> <p>塗膜における欠陥の原因並びにその防止方法及び修整方法</p> <p>路面標示の消去方法</p>	<p>理及び時間について一般的な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる塗料試験の方法について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 密度試験 (2) 軟化点試験</p> <p>(3) 視感反射率試験 (4) 耐摩耗性試験</p> <p>(5) タイヤ付着性試験 (6) ガラスビーズ含有量試験</p> <p>(7) 耐候性試験</p> <p>次に掲げる塗膜における欠陥の原因並びにその防止方法及び修整方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 道路面による欠陥</p> <p>(2) 塗料による欠陥</p> <p>(3) 塗装用器工具及び機械による欠陥</p> <p>(4) 塗装の方法による欠陥</p> <p>(5) 乾燥時間による欠陥</p> <p>(6) 気象の環境による欠陥</p> <p>次に掲げる路面標示の消去方法の種類及びその方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) ペイント処理法（黒ペイント塗布法）</p> <p>(2) 燃焼法</p> <p>(3) 切削法（機械式、水圧式及びショット・ブラスト式）</p>
<p>4 関係法規</p> <p>道路法（昭和27年法律第180号）関係法令、道路交通法（昭和35年法律第105号）関係法令、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）関係法令、消防法（昭和23年法律第186号）関係法令及び高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）関係法令のうち、路面標示工事に関する部分</p>	<p>1 道路法関係法令及び道路交通法関係法令に関し、次に掲げる規定について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 総則に関する規定</p> <p>(2) 道路の構造及び道路構造令に関する規定</p> <p>(3) 交通規制、道路の使用及び道路維持作業用自動車に関する規定</p> <p>(4) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に関する規定</p> <p>2 道路運送車両法関係法令に関し、道路運送車両の保安基準に関する規定について一般的な知識を有すること。</p> <p>3 消防法関係法令に関し、危険物及び発火性又は引火性に関する規定について一般的な知識を有すること。</p> <p>4 高圧ガス保安法関係法令に関し、次に掲げる規定について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 容器の型式及び保管の方法に関する規定</p> <p>(2) ガスボンベの取扱い方法に関する規定</p> <p>(3) 運搬及び警戒標に関する規定</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>5 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>6 前各号に掲げる科目のほか、次に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目 イ 溶融ペイントハンドマーカ一施工法 溶融ペイントハンドマーカ一工事に使用する器工具及び機械の種類、用途及び使用方法</p> <p>溶融ペイントハンドマーカ一工事の段取り</p>	<p>1 路面標示工事に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法</p> <p>(2) 安全装置又は保護具の性能及び取扱い方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 点検</p> <p>(5) 路面標示工事に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理整頓^{せいとん}及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時等における応急措置及び退避</p> <p>(8) その他路面標示工事に関する安全又は衛生のため必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）関係法令に関し、路面標示工事に関連する部分の規定について詳細な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる溶融ペイントハンドマーカ一工事に使用する器工具及び機械の種類、用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) しん出し及び作図用具</p> <p>(2) 溶融釜（LPガス式及び発電機式）</p> <p>(3) 塗布施工機</p> <p>(4) プライマー塗布機</p> <p>(5) 塗布用ガイド板</p> <p>(6) 消去用機械・器工具</p> <p>(7) 研^はり用器工具</p> <p>(8) 塗膜修整用器工具</p> <p>1 塗料の溶融に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 塗料の加熱及び攪拌^{かくはん}</p> <p>(2) 塗料温度（粘度）の確保</p> <p>(3) 塗料の投入（含補給）及び溶融塗料の排出</p> <p>2 塗料の加熱溶融に使用するLPガスの取扱いについて詳細な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>カー工法</p> <p>路面標示工事の施工計画</p> <p>加熱ペイントマシンマー カーによる塗膜の補修方 法</p> <p>加熱ペイントマシンマー カー工事に使用する材料 の種類、規格、性質及び 用途</p> <p>実 技 試 験</p> <p>次の各号に掲げる科目のうち、 受検者が選択するいずれかの科 目</p> <p>1 溶融ペイントハンドマー カー工事作業</p> <p>しん出し 作図 路面の処理 塗料の溶融 路面塗装</p> <p>塗膜の形状、寸法、色及び 膜厚の判定 積算</p> <p>2 加熱ペイントマシンマー カー工事作業</p> <p>しん出し 作図</p>	<p>ること。</p> <p>(1) 路面標示の順序及び方法 (2) 塗膜幅及び厚さの調整方法 (3) 加熱塗料の温度の調整方法</p> <p>路面標示工事の施工計画に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 施工順序 (2) 材料の手配、搬入及び保管 (3) 作業員の配置 (4) 作業機械等の選定及び配置 (5) 工程表</p> <p>加熱ペイントマシンマー カーによる塗膜の補修方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる加熱ペイントマシンマー カー工事に使用する材料の種 類、規格、性質及び用途について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 路面標示用塗料 (2) 路面標示塗料用ガラスビーズ</p> <p>路面標示の基準点又は基準線を決めるしん出しができること。 路面の適正な位置に作図ができること。 路面の清掃（乾燥を含む）及び簡単な補修ができること。 塗料の溶融及び適正な温度管理ができること。</p> <p>1 プライマーの塗布ができること。 2 溶融ペイントハンドマー カーによる路面標示ができること。 3 ガラスビーズの適正な散布ができること。</p> <p>1 塗膜の形状、寸法、色及び膜厚の判定ができること。 2 ガラスビーズの散布の良否の判定ができること。 積算ができること。</p> <p>路面標示の基準点又は基準線を決めるしん出しができること。 路面の適正な位置に作図ができること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
路面の処理 塗料の加熱 路面塗装 塗膜の形状、寸法、色及び 膜厚の判定 積算	路面の清掃（乾燥を含む）及び簡単な補修ができること。 塗料の適正な加熱及び加圧ができること。 1 加熱ペイントマシンマーカによる路面標示ができること。 2 ガラスビーズの適正な散布ができること。 1 塗膜の形状、寸法、色及び膜厚の判定ができること。 2 ガラスビーズの散布の良否の判定ができること。 積算ができること。